

文化審議会第15期文化政策部会（第4回）

平成29年10月13日

【熊倉部会長】 お待たせしてしまい申し訳ありませんでした。資料確認もお済みだということで、ただいまより文化審議会第15期文化政策部会の第4回を開催させていただきます。本日もお忙しい中、皆様お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、秋元委員、河島委員、紺野委員、篠田委員、田辺委員、鳥井委員、仲道委員、長谷川委員が御欠席とのことです。

開会に先立ちまして、宮田文化庁長官より一言お言葉を頂戴したいと思います。

【宮田長官】 宮田でございます。本日はお忙しい中、ありがとうございます。特に今日は各省庁からもおいでいただき、横断的な意味で文化政策をしっかりとやっていきたいと、かように思っておりますので、この後の御発表の件、よろしくお願い申し上げます。

何しろ文化庁を変えるという意気込みで、50年いた東京芸大から霞が関に来させてもらいました。私にとって大変貴重な1ページを作ることができるのかなという気がいたしております。それは文化政策の意味で、この政策部会熊倉部会長はじめ、皆さんがしっかりと将来を見据えた議論してくださっているということに尽きるのではないかと考えております。

そういう意味では、第一に文化行政の機能強化、そして第二に、今、私は、「文化で稼ぐ」ということをしっかりとやっていきたいと思っております。日本の文化力、つまりブランド力を高めることが、とても大事なのかと思っております。第三でございますが、御存じのように、2020に向けて、しっかりと文化政策を作っていきたいと思っておるわけでございます。社会的にも経済的にも文化がいかに大事であるかということ、これが不変であると、株の上がり下がりではないということ、しっかりと国民の皆様伝えていけたらと思っております。また、文化芸術推進基本法が6月に制定されております。この位置付けをしっかりと大いにしていけるとなってくれたらいいのかなと思っております。

冒頭にも申し上げましたが、各省庁の皆様においでいただきまして、今の政府全体として、文化政策ということをお話しいただいて、新たな文化庁と、それから文化政策というものが、しっかりできてくれることを祈っております。歴史的な転換であると、私は思っておりますので、よろしく御議論のほど、お願いしたいと思います。ありがとうございました。

【熊倉部会長】 長官、ありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思います。本日は、大きく3点、議題がございます。1点目は、文化芸術に関する各省庁の取組について、2点目は、各分科会及びワーキング・グループからの基本計画に関する報告について、そして3点目は、文化芸術推進基本計画に係る基本的な考え方について、作業が進みましたので、そちらについてとなっております。

それでは、まず1点目の議題、文化芸術に関する各省庁の取組についてです。前回、8月末の第3回文化政策部会において、文化芸術推進基本計画について審議をいたしました際に、文化庁の取組だけでなく、関係省庁の取組についても把握した上で、計画の在り方について審議すべきではないかとの御意見を頂戴いたしました。そのことを受けて、本日

は文化芸術に関係する府省庁の方 10 名にお集まりいただき、御発表いただけることになりました。皆様、お忙しい中、ありがとうございます。

時間の関係上、大変申し訳ないのですが、お一人様 3 分から 4 分程度で御説明を頂ければと思います。また、17 時をめぐり、質疑の時間も設けたいと思います。

せっかくの機会ではございますので、御発表の際は、日頃取り組まれている中で感じられている課題や文化芸術政策の改善策、あるいは文化庁にはどんなことを期待するのかについても御言及いただければ、大変幸いに存じます。

それでは早速、厚生労働省子供家庭局の川鍋子育て支援課長、よろしいでしょうか。御発表をお願いいたします。

【厚生労働省川鍋子育て支援課長】 それでは、厚生労働省は二つございますが、最初に児童福祉、子供の健全育成の分野ということで、資料の 1-1 を御覧になっていただきたいと思いますが、1 枚めくっていただくと、「社会保障審議会推薦児童福祉文化財の概要」という資料がございます。一つ目は、児童福祉文化財というものがあります。これは、法律としては児童福祉法の第 8 条第 8 項に、社会保障審議会、この 1 ページ目の枠のところ、「審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具（がんぐ）、遊戯等を推薦し、それを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる」。

ここで、文化財の推薦というものをやっております。これは、最初、歴史的なものを申し上げますと、3 ページを御覧になっていただくと、そもそも児童福祉法というのは昭和 22 年に施行された法律でございますが、当時の戦災孤児あるいは浮浪児対策というのが主眼としてできた法律です。ただ、今は大分様変わりしていますが、そのときから、子供たちにより良い文化的な価値のあるものを見せていく、浸透させていくという目的がありますので、昭和 26 年度から、ずっとやってきております。

例えば 3 ページの下から 2 番目の丸を見ていただくと、今まで、昭和 26 年度から昨年度までの、どのくらいやったかというのが、出版物以下、分野ごとに書いてあります。総数 1 万 5,000 点弱でございます。それで現在は、最初は、二つ目の丸にございますが、26 年度から始まって、出版から演劇の 5 分野でスタートしましたが、時代に合うような形に見直しを行って、現在は、出版物と舞台芸術と映像・メディアの 3 分野で行っております。

そのそれぞれの委員会・分科会というのが、4 ページの資料に書いてあります。この形で審査をし、5 ページを見ていただくと、審査の流れが書かれております。これらの中で審査し、推薦したものについては、6 ページのところで、それぞれ啓発ポスター・広報を、厚生労働省自らも行いますが、各自治体、あるいは教育委員会、あるいは学校、児童館、図書館といったところでも啓発をしているということになっております。

これが 1 点目でございますが、もう一つ、健全育成の観点から、5 ページの今のところをめぐっていただくと、児童福祉週間というものがございます。児童福祉週間についてのところで、1 ページのところに書いてありますが、これは児童福祉法が 22 年に施行されたときから毎年行っているものです。毎年 5 月 5 日の子供の日を中心に、これは全国的にそれぞれの取組を行われているということです。毎年一般公募をして、その年の標語を募集して決めております。

あとはそれぞれ、例えば厚生労働省で申し上げますと、こいのぼり掲揚式というのを、毎

年、その時々著名人といいますが、一番多かったのはお相撲さんですが、呼んで、保育園の子供たちと一緒に掲揚するということをやっております。それから、2 ページ、3 ページを見ていただくと、それぞれの運動項目に沿って、幾つかの項目に沿って、それぞれの自治体以外の関係団体でもやっていただこうということで、4 ページは関係省庁の取組、厚生労働省以外でのそれぞれの各省での取組を行っていただいております。

それから、自治体の取組としては、5 ページに、自治体ごとにどんなことをやっているかというのをまとめてあります。それから、関係団体による取組としては、6 ページに、それぞれ代表的なものをピックアップしたものを書いております。このような形で、児童福祉、あるいは子供健全育成関係の文化的な活動・取組というのは、このような内容になっております。

【熊倉部会長】       ありがとうございます。川鍋様、この後すぐに御公務の御都合があるとのことですので、お忙しい中、駆け付けてくださって、ありがとうございます。どうぞ御退席くださいませ。

【厚生労働省川鍋子育て支援課長】       ありがとうございます。

【熊倉部会長】       ありがとうございます。次に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長でいらっしゃいます田仲様、よろしくお願いいたします。

【厚生労働省田仲自立支援振興室長】       厚生労働省障害保健福祉部の自立支援振興室でございます。資料の1-2を御覧いただきたいと思います。障害者関係の芸術文化活動支援の取組について、御説明をさせていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目でございますが、厚生労働省におきましては、障害者の芸術文化活動は、障害のある人たちの自立と社会参加を推進していくという重要な一つの活動だと認識しておりまして、障害のある人たちへのこういった活動を支援していくという取組をしてまいりました。

本日御説明させていただく主要な三つの取組は、障害者芸術文化活動普及支援事業という事業と、全国障害者芸術・文化祭の開催、それから芸術・文化祭のサテライト開催事業でございますが、これについて御説明をさせていただきます。

3 ページを御覧いただきたいのですが、この三つの事業の予算規模等、事業内容等を簡単にまとめた概要ペーパーでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

4 ページ目を御覧ください。三つのうちの一つ目でございますが、障害者芸術文化活動普及支援事業でございます。これは、障害のある人が、絵画や音楽、舞台などの表現活動を行ったり、芸術文化に親しんだりするためには、様々な環境整備というのが必要であると考えております。

この普及支援事業では、こうした環境を地域に整えていくために、地域で取り組まれている実態の把握ですとか、普及や創造活動のための相談支援ですとか、人材育成や、関係者の交流によるネットワークを構築していくと、こういったことなどに関しまして、中核的な支援機関、この役割を果たしていただく団体、社会福祉法人とかそういった団体を公募いたしまして、事業に取り組んでおります。今年度は全国 22 都道府県で 23 団体を採択いたしまして、こうした事業に取り組ましまして、障害者の芸術文化活動の基盤作りということを行っていただいております。

次のページ、5 ページを御覧いただきたいと思います。これは、この事業の事業展開を

示したのですが、この事業は、全国レベル、ブロックレベル、各県レベルで、それぞれの機能・役割を持って事業実施するという展開をしております。

次のページに、各実施レベルにおける事業内容の詳細を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

7 ページ目は、今年度採択いたしました 23 団体の各県の具体的な法人名を掲載させていただきましたので、御覧いただければと思います。

三つのうちの二つ目の事業でございますが、8 ページでございます。全国の障害者の創造活動や表現活動の発表の場となっております全国障害者芸術・文化祭事業でございます。平成 13 年に大阪で第 1 回目を開催して以来、毎年各都道府県が持ち回りで開催しているという形をとってまいりましたが、今年度は、初めての取組となりますが、奈良県におきまして国民文化祭と一体的に開催するということを行いまして、これも期間は 9 月から 11 月までの 3 か月間の長期間の開催ということで取り組んでおります。全国の障害者の芸術文化活動の成果を発信しまして、多くの人たちと、障害のある人たちの芸術文化活動について考えていただける機会、これを創出していきたいと思っております。

9 ページ目でございます。最後の 3 点目でございますが、全国各地で障害者の芸術・文化祭、あるいはアートフェスティバルといった催しなどが行われておりますが、それらを先ほど奈良県で実施している全国大会と連動・連携する形で実施していくというのが、三つ目のサテライト開催事業でございます。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、様々な文化プログラムが全国各地で開催されていると思いますが、そういった場でも多くの障害者が活躍していただくことを目指しまして、本事業でもオールジャパンでの障害者の芸術文化を盛り上げて、東京オリ・パラ大会の機運を醸成していきたいと考えております。今年度は、奈良県と連動いたしまして、10 の県がサテライト開催に取り組んでいるところでございます。

次のページ、10 ページ目は、障害者芸術の支援をめぐる動きについてまとめたものですので、参考までに御覧いただければと思います。

簡単ではございますが、厚生労働省の取組について説明させていただきました。説明は以上でございます。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。それでは、続きまして、外務省文化交流・海外広報課長でいらっしゃいます山谷様、どうぞよろしくお願いいたします。

【外務省山谷文化交流・海外広報課長】      御紹介ありがとうございます。外務省、山谷でございます。お手元の資料、「外務省の文化芸術に関する取組」という資料があるかと思いますが、これに沿いまして説明をさせていただきます。

その前に、外務省から見た文化ということですが、日本の文化、非常に優れているというもので、海外の評価も高いですし、競争力はあると思いますし、それから、海外でいろいろな文化事業を実施すると、文化から日本そのものに対して関心を持ち、そして、日本の様々な政策であるとか政治であるとか社会であるとか、こういったものに対する理解を持つ親日層・知日層と言われる方を増やしていくという役割を担っています。そのことが、日本の外交のみならず、日本国全体にとっての大きなアセットになっているところがございますので、外務省、それから国際交流基金としましては、日本文化を世界に発信していくということを、外交政策の中の重要な柱として認識し、担っているところでございます。

それが、1 ページ目の「外務省・国際交流基金の文化事業の目的」というところに入ってくるわけですが、期待する効果としては、日本のプレゼンスの確保、対日理解の醸成、親日層の形成、そして外交上の課題への対処、それから、加えまして、例えば文化といひましても、芸術・美術というものもございしますが、例えば日本の食文化、お酒や日本食も含めて海外に紹介するということは、経済的にも輸出の拡大であるとか、それから、日本に関心を持つということでインバウンド観光の促進という効果があります。こういう効果を期待して、外務省及び国際交流基金の文化事業としては、伝統文化から日本の産品、それから現代的なポップカルチャーまで含めて文化の発信ということを行うとともに、日本に関心を持ち、日本をしっかりと学んで、さらには留学されると、こういうような方を増やすための日本語教育、それから日本そのものを研究する方々への支援、それから様々な留学生や政府関係機関の人間もいますが、人物交流を進めている次第でございます。

幾つかの切り口から、事業の本当にごく一部でございますが、紹介させていただきたいと思います。日本のプレゼンスの強化というので、どのように事業が行われ、効果を上げているのかというので、二つです。

一つは、全米桜祭りというものがございします。これは日米交流に焦点を当てた米国で最大規模の文化イベントとなっております、この場で桜だけではなくて、狂言、邦楽など多様な日本文化が紹介されていると。こういった文化の場で、このレセプションでトランプ大統領の令嬢なんていうのが出ていますが、そのほか、米国の政府の高官など多数参加してもらって、一つの外交の場にもなっております。

外交活動のための基盤作りでございますが、国際機関での文化活動には違和感を抱かれるかもしれませんが、こういうようなところでも日本文化というものが非常に重要な武器となりまして、これは IAEA の例ですが、国際機関でのプレゼンス向上、それから人脈形成、こういったものに高い効果を発揮しています。我々、外交をやりますが、経済協力とか、政治関係だけではなく、文化が外交の重要な基盤作りになっています。

次のピアノリサイタルですが、これは連邦議事堂で実施して、豪首相が出席するという重要な外交機会となりまして、日豪両国で報道が多数なされて、プレスカバレッジも非常に高かったということで、外交の場で文化活動というのは重要な位置付けを占めています。

その例にもなりますが、日中国交正常化のとき、45 周年ですが、松竹の大歌舞伎中国公演というものをやりまして、これが大変な大好評でございました。文化というのがここで非常に大きな突破口、打開口となつて、日中関係が前向きに進み始めることも期待できる、まさに文化の力というものを感じさせる行事であったと思われまふ。

あと、次、ブータンでございしますが、皇室の外交とも連動しまして、日本の文化の理解、それから日本の国、それから皇室の在り方に対する理解を深めるのに、文化というのが重要な役割を担っているという例でございします。

次、先ほど、我々、海外での文化事業、それから対外発信の大きな目的として、親日層・知日層の育成があり、これが国の大きなアセットになっていると申し上げましたが、正に親日層・知日層の育成に焦点を当てたものとして、これに限りませんが幾つか紹介させていただきます。

「日・ASEAN 文化の和プロジェクト」というのは、日・ASEAN 特別首脳会議において打ち出されたものでございまして、これは東南アジアを中心とした日本語教育と文化交流

事業を強化していこうというもので、日本語パートナーズの派遣事業というものを行っています。これは日本語の専門の教師、教育専門家を送るのではなく、様々な経験を持った日本語を母語とする話者 3,000 人以上を現地の高校などに送って、彼ら自身は教師ではありませんので、日本語の授業を持つわけではなく、日本について学ぶ現地の学生たちを支援しているものです。これまで 21 万人の日本語教育を支援したという実績がありますが、これと同時に、様々な日本文化を紹介するという役割を担っていただいております。こういった若い層が、将来の親日・知日層の基盤を育んでいただくものと考えております。

知的交流でございますが、正に日本に関心を持つ研究者、それから政府機関の職員に対して知日派人材の育成というものを行っていくというもの。これは現在まで 4 期 55 名ではございますが、米国の政策形成、こういう世論形成、こういったものを担っていく、この中核になっていく、かなり焦点の絞られた人たちでございます。したがって、数はこれぐらいでございますが、日本のプレゼンス向上、それから米国の政策決定過程における日本に対する理解の涵養（かんよう）というものには役に立っていき、これからの力になるのではないかと考えております。

次に「ジャポニスム 2018」というものを一つ紹介させていただきます。来年 2018 年ですが、パリを中心に大規模な日本文化紹介行事というものを行ってまいりまして、伝統文化から、それから現代演劇・美術とか、あとはマンガ・アニメとかポップカルチャーまで含めて幅広く日本を紹介し、パリを日本色一色で染めてしまうぐらいの勢いで文化行事をやっていきたいと考えておりまして、ここで縄文展もやろうと考えております。日本文化の正に弥生より更に前、縄文ですが、非常に優れた美術的な価値があると考えております。また、この機会に、和食・日本酒の海外展開及び紹介、それからインバウンド観光の促進といったものにも取り組んでいこうと考えている次第です。

資料の説明、最後は私どもの拠点でございますが、こういった事業を、海外 220 公館、それから基金の 24 事務所で全世界的に展開していくということが、今、我々のやっていることでございます。

足早に紹介させていただきました。文化芸術推進基本計画の検討案として、国際文化交流の推進、それから国家ブランディングへの貢献というものがありますが、我々が行わせていただいている事業は、こういったものに完全に合致しているものと考えておりまして、我々、これを担わせていただくという意識で事業を推進しております。こういった外交政策と連動した文化芸術政策というのは、文化芸術推進基本計画の中でも大きな柱として位置付けていただけると非常に有り難いです。

国内の文化振興政策と、海外での国際文化交流及び対外発信というものは車の両輪と考えておりますので、しっかりとシナジー効果が発揮されるように、関係省庁の方々とともに歩んで連携してまいりたいと思いますので、先生方からの御指導も是非よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

【熊倉部会長】      ありがとうございました。では、続きまして、内閣府知的財産戦略推進事務局から岸本参事官に御発表をお願いいたします。

【内閣府岸本参事官】      内閣府の知的財産戦略推進事務局でございます。知財事務局では、クールジャパン戦略と、それからコンテンツ振興政策の束ね役を担っておりますので、その観点から文化・芸術に関する取組について御紹介をさせていただきます。資料の 1-4

を御覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして、右下に1と書いてあるのは2ページの間違いでございますが、2ページ目を御覧いただきたいと思います。クールジャパン戦略の狙いとありますが、これは平成27年にクールジャパン戦略官民協働イニシアティブとして、クールジャパン戦略推進会議において取りまとめたものでございます。

まず、クールジャパンとはということですが、外国人がクールと捉える日本固有の魅力であって、その対象は、アニメ、マンガ、ゲーム等のコンテンツのほか、ファッション、食、伝統文化など幅広い分野にも広がっていると考えております。

また、クールジャパン戦略とはということですが、クールジャパンの情報発信、海外への商品・サービス展開、インバウンドの国内消費の各段階をより効果的に展開して、日本の経済成長につなげるブランド戦略であるとしております。

その戦略を進めていく上での五つの視点ということで、そこにまとめておりますが、デザイン視点で各取組に横串を刺していくと。それから、政策・事業を連携させて、面として展開させていくと。また、人材ハブを構築すること、外国人の視点を取り入れること、地方の魅力を発掘し、商品としてプロデュースすると。こういった五つの視点から取組を加速化することが重要であるとされております。

めくっていただきまして、3ページ目でございますが、このようなクールジャパン戦略の推進体制についての資料となっております。左上の方、官民メンバーで構成されるクールジャパン官民連携プラットフォームというものを中心に考えております。これは官民ですとか異業種連携を進化させるための官民メンバーによる会議ということで、関係府省ですとか政府関係機関、民間団体、民間企業、個人等から成るものとなっております。

それから、右の方に、関係府省によるクールジャパン関係府省連絡・連携会議というものを開催いたしまして、関係省庁の取組のフォローアップですとか情報共有を実施しております。

さらに、左下の方に黄色い枠で囲っているところがございますが、クールジャパン・アンバサダーということで、発信力のある日本ファンの外国人をネットワーク化して、アンバサダーとしていろいろな情報を発信していただくということもやっておりますし、それから、地域におけるクールジャパン資源を発掘して海外展開などにつなげていくノウハウを持つ人材というのを、地域プロデューサーとしてリスト化しております。

4ページ目、クールジャパン官民連携プラットフォームですが、構成につきましては、先ほど申し上げたように、様々な省庁・団体から成っております、左の方に具体的に書いてございます。

活動内容でございますが、5ページ目にありますように、総会、それからクールジャパンセミナーというものを開催しております。

また、6ページ目、クールジャパン・マッチングフォーラムについての資料となっておりますが、これはコンテンツとそれ以外、非コンテンツの分野が連携しまして一体となって商品・サービスなどを海外展開できるように、異業種連携によるビジネスプロジェクトを作っていただくというための商談会などをやるという、そういった趣旨のイベントでございます。こういったものも開催しております。

それから、7ページ目でございますが、地方におけるクールジャパン資源の発掘・発信

ということを目的としまして、地方版のクールジャパン推進会議というものを開催しております。これまでに11回、開催をしてきております。

8 ページ目、クールジャパン発信イベントの開催ということで、これは海外におけるイベント、これはたまたまシンガポールの事例ですが、海外イベントの機会を活用して、日本の持つ様々な魅力をプロモーションするということもやっております。

それから、9 ページ目でございます。クールジャパン拠点が連携して効果的な海外展開をできるようにということで、今後特に重要と考えられる東南アジアの5か国につきまして調査をしております。調査内容といたしましては、左の枠で囲っている②のところでございますが、各国の基本情報ですとか、コンテンツの嗜好（しこう）傾向ですとか、市場に関する調査ということをやっております、活用対象者として想定しておりますのは、海外展開を検討していますが、まだノウハウが十分でない中小企業の方ですとか、そういった地方の企業の海外進出を後押しする地方自治体、こういったところで御活用いただけるということを期待いたしまして、手引書として取りまとめております。

10 ページ目でございます。クールジャパン人材育成検討会についてということでございますが、本年の2月、内閣府の特命担当大臣を座長としたクールジャパン人材育成検討会というものを立ち上げまして、5月に1次取りまとめを公表したところでございます。クールジャパン関連産業の発展に必要な人材というものを、プロデュース人材、高度経営人材、高度デザイン人材、専門人材、外国人材、地域プロデュース人材という六つのカテゴリーに整理をいたしまして、それぞれ人材像ですとか官民において行われている先進的な取組、また今後の各府省庁等の対応の方向性について整理をしております。これにつきましては今後更に検討を続けまして、年度内に2次取りまとめを行う予定としております。

それから、クールジャパン関係では最後のページですが、11 ページ目でございます。今後の課題ということでございますが、日本が今後もクールジャパンを長期的に生み出し続けて経済成長の原動力としていくためには、クールジャパンのエッセンスが何なのかということを見だしまして、クールジャパンが再生産される仕組みを構築するということが重要ではないかと。そのためには、想定される視点のところですが、クールジャパンのエッセンス、何がどのような外国人をなぜ引き付けるのかということについて、国や地域ごとに整理をします。あるいは、2 のところにありますように、歴史的に多様性を受容してきたということが外国人の長期滞在につながっているのではないかとということ、そういった観点からも議論を深めていくことが必要ではないかと考えております。

12 ページ以降でございますが、その他、知財推進計画の2017に盛り込んでおります映画・映像産業振興、デジタルアーカイブの関係資料となっております。

13 ページ目を御覧いただきたいと思うのですが、昨年度、知財戦略本部の下に「映画の振興施策に関する検討会議」というものを設置いたしまして、議題といたしましては、制作領域への支援強化ですとか海外展開支援の強化、ロケーション支援の強化といった三本柱で議論を進めてきたのですが、これらについての施策の方向性を取りまとめて、知財推進計画の2017に反映をしているところでございます。

現在は、これに沿った形で、右枠の対応の方向性の概要のところがございます各種の施策を関係省庁において進めていただいているほか、また内閣府におきまして、14 ページ目にございますように、「ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議」というものを、今

年度と来年度、2年間の予定で開催しております。こちらの会議で、映像作品全般のロケーション支援の強化ということを目指して、検討を進めているところでございます。

あと、デジタルアーカイブジャパンの構築についてということで、デジタルアーカイブ関係施策について、16ページ目以降、配布させていただいております。文化財ですとかメディア芸術分野も含めまして、各アーカイブ機関の連携を図っていくということが、今後、デジタル時代に対応して新しい知的資産形成の基盤形成という観点から非常に大事なことになるかと思っております。

そのために、右側のイメージ図真ん中に「国の統合ポータル ジャパンサーチ（仮称）」というものがございしますが、こちらを2020年に立ち上げまして、このジャパンサーチの方に各分野・各地域のつなぎ役を通してコンテンツのメタデータを集約し、提供していくということを目指しまして、17ページ目を御覧いただきたいのですが、このような関係省庁ですとか関係機関を集めた会議におきまして、標準メタデータフォーマットの検討など、様々な課題についての議論を進めているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。では、続きまして、総務省から情報流通行政局情報通信作品振興課の三原放送コンテンツ海外流通推進室長より御発表をお願いいたします。

【総務省三原放送コンテンツ海外流通推進室長】      総務省から御説明申し上げます。

総務省の施策といたしまして、放送コンテンツの海外展開の促進がございします。まず、資料は資料1-5を用意しております。背景を先に申し上げますと、放送コンテンツの海外展開につきましては、現状、日本の放送コンテンツ関連海外売上高は、2015年度の最新データでは288億円になってございます。現在、それを2020年度までに500億円を達成するという目標を掲げておりまして、本年6月の未来投資戦略においても位置付けられているところでございます。そういった目標を達成すべく、いろいろ施策を打っているということでございます。

放送コンテンツの海外展開の具体的な事業ということでございますが、これまでも関係省庁と連携しながら、クールジャパン戦略、ビジットジャパン戦略等、そういったものに資する放送コンテンツの制作や発信を支援してきたところでございます。今後ということですが、こちら、資料1-5にございますのが、来年度の予算要求で、現在、要求作業をしているものでございます。

これは、具体的には放送事業者と他分野・他産業、例えば観光業でありますとか地場産業、あるいは地方公共団体等の関係者が幅広く協力することによりまして、クールジャパン戦略、ビジットジャパン戦略、地方創生といったことに資する放送コンテンツを制作・発信、さらには海外での現地小売店での販売、訪日ツアーの造成といった、様々な放送と連動するプロジェクトを一体的に展開する、こういった取組を国として支援していきたいと考えてございます。

イメージとして申し上げますと、日本の放送局が例えばタイですとかマレーシアといった国の放送局と番組の共同制作を行いまして、その共同制作で作ったコンテンツをその国のテレビ局で放送いたしまして、日本の魅力を発信する。あわせて、海外での小売店で日本の地域産品の販売も行っていくといったイメージでございます。

資料の一番下のところがございますが、こういった施策を通じまして、日本国内では地域への観光需要の増加、インバウンドということでございます。あと、真ん中の地域産品の海外販路開拓、これはアウトバウンドということで、日本食ですとか農林水産品も当然含むものでございます。あと、優れた技術・サービスを持つ中小企業の海外展開、こういったものも支援していきながら、広い意味では日本経済全体の活性化、あと日本の魅力のPR発信といったものにつなげていきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、以上です。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。では、次に、農林水産省食品産業局の西食文化・市場開拓課長より御発表をお願いいたします。

【農林水産省西食文化・市場開拓課長】      農林水産省の食文化・市場開拓課長の西と申します。私の方から、資料1-6に基づきまして、平成30年度の農林水産省におきます文化関係予算の概算要求ということで、大きく四つの分野、食文化、お花、お茶、そして鮭類文化について御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目ですが、まず食文化でございます。食文化につきましては、平成25年の12月に和食文化がユネスコの無形文化遺産登録をされたことをもちまして、まず国内、日本国民の皆さんに、今一度私たちの食文化、和食文化というものは何かということを知っていただき、再認識していただき、保護・継承していくこの保護・継承の責務は国にあるわけですが、それを支えていただくのは1億2,000万人の国民の皆様一人一人ということですので、まず国民の皆様に知っていただくという事業でやってございます。

第3次食育推進基本計画にも、ユネスコでの登録を受けまして、地域の食文化の継承といった目標が設けられております。そうした中で、和食文化を次世代に継承していくというために、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある層、すなわち、幼少期の子供、それから学校給食等で児童・生徒さん、そして育児をされているママ・パパ世代と、そういった若い世代の方々を中心に、和食文化の普及活動・情報発信というのを行っております。

具体的には、学校給食での和食給食の推進でございますとか、ママ・パパへの様々な母親・父親教室と、そういったところで、例えば行事食ですとか郷土料理ですとか、皆様の身近にあるところで和食文化というものを知っていただいて、日々の食生活の中に取り入れていただくという活動。それから子供たちには、和食を勉強してもらうために、和食王選手権というイベントを開催いたしまして、そこに出場することに向けて、地域の食文化、自分の好きな和食は何だろうということを学び、低学年はお絵描きをしてもらったり、高学年は3人でプレゼンテーションをすると、そういったことをしております。和食文化の保護・継承の取組は、食育の目標にもございますので、食育の農林水産省における事業とも連携して進めております。

おめくりいただきまして、2ページ目でございますが、海外への発信でございます。先ほど来、インバウンドという言葉が出ておりますが、訪日外国人が日本に来る前、一番日本に来るのに楽しみにしていることは何ですかという質問に対して、日本食・日本酒を楽しむことという答えになっている、そんなアンケートもございます。一方で、政府全体として、現在7,500億円の日本産農林水産物食品の輸出を2019年までに1兆円にする、あと

2年間で2,500億円伸ばすという目標を掲げてございます。

その際に、食文化の発信を通じて日本の食材を買っていただく、召し上がっていただくということに資するように、この2ページ目の右端にございますが、食文化発信による海外需要創出加速化事業ということで、文化の発信を通じて輸出促進につなげていこうという活動をしております。

例えば、この右下の黄色で囲った枠の中に書いてございますが、トップセールスということで、例えば先月の国連総会時も、外務省、観光庁、JNTOと連携をいたしまして、和食と、それから地域にたくさんある観光資源を一体的に発信するというイベントとして、米国企業のCEOや各国外交団の方々をお招きした和食レセプションをいたしました。

それから、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成ということで、海外の日本食料理人の方々に日本に招聘（しょうへい）して、日本の料理店で研修をしていただいて技術を磨いていただくとか、海外で日本料理講習会をするといった事業。そして海外店舗における日本産食材の活用推進ということで、日本産食材サポーター店認定制度、それから日本料理の調理技能認定と、こういった制度を民間の方々の活動を通じて進めておりまして、そうした活動への支援ということを行っております。

おめくりいただきまして、3ページ目でございますが、今度は花でございます。国産花きイノベーション推進事業ですが、花の生産振興と併せまして、マーケットインの視点で産地の育成を図っていくという観点から、一番下、3ポツ、国産花きの需要拡大ということで、フラワーコンテスト・花文化展示会の開催、それから花育とか花きの効用の普及、そして、お花と他業種との連携といったことのプロモーション活動をすることで、花のある生活の推進、そして花き文化の普及ということを進めております。

おめくりいただいて、4ページ目でございますが、今度はお茶でございます。お茶も産地育成を図る事業と併せまして、国産の茶の需要創出に向けた取組支援ということで、赤囲みをしております下から二つ目の箱でございます。日本茶の淹（い）れ方など、茶文化に関する知識の普及・啓発のためのセミナー等を行っております。これは国内外共に対象として行っていく方針で、今、検討を進めています。

そして、最後のページ、5ページ目でございますが、鯨の関係でございます。捕鯨対策ということで、鯨類関係の科学的な調査等々を実施する事業において、鯨類に関する文化、正に地域の食文化でございますので、そうした食習慣とか鯨類の利用についての情報発信ということで、取組を進めております。

以上でございます。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。では、続きまして、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課から手島クールジャパン海外戦略室長より御発表をお願いいたします。

【経済産業省手島クールジャパン海外戦略室長】      経済産業省クールジャパン海外戦略室長の手島と申します。文化・芸術に関する経済産業省の取組について御説明いたします。

経済産業省では、日本の生活文化の特色を生かしました魅力ある商品やサービス、クールジャパン商材の海外需要開拓に取り組んでおります。まず、1ページ目でございますが、クールジャパン機構による出資がございます。こちら、官民ファンドでございます。クールジャパン商材の海外における需要開拓を行う事業に対して、民間が供給できないリスク

マネーを供給するというものでございます。

投資事例といたしましては、地域の伝統産品などのクールジャパン企業の支援、日本食レストラン、日本の化粧品、アパレル、生活雑貨などを取り扱います商業施設ジャパン・モールへの投資、日本のテレビ番組、アニメなどのコンテンツの流通拠点の整備事業などに、クールジャパン機構が出資をしているところでございます。

2 ページ目でございますが、次に、JAPAN ブランド等プロデュース支援事業というのを行っております。こちらは日本の生活文化や技術の特色を生かした魅力ある商材を持つ中小企業が、海外のライフスタイルやニーズに詳しい外部人材を活用しまして、市場調査、商材開発・改良、PR・流通まで一貫してプロデュースすることによりまして、海外販路開拓を実現するプロジェクトを支援する取組でございます。

こちらの写真にあります本年度の採択事業ですが、例えば富山県の伝統木工技術であります組子を欧州の建築市場に売り込むプロジェクト、また、180 年の歴史を持ちます熊野筆を海外向けの化粧筆ブランドとしてプロデュースしていくプロジェクト、また、日本が古来より生活に使っております桐箆笥（きりだんす）ですとか桐箱に代表される桐の製品を新たにアメリカ向けの商品へブランディングしていくプロジェクトなどが採択されておりまして、地域の伝統産品企業が海外市場への輸出を目指すための費用を補助している事業でございます。

このほかにもクールジャパン関係として取り組んでいるものがございますので、3 ページ目の資料で補足させていただきます。1 番目のクールジャパン機構による出資、それと2 番目の JAPAN ブランド等プロデュース事業は、ただいま説明した内容でございます。3 の産地ブランド化推進事業は、伝統工芸や繊維の産地に国内外のバイヤーやメディアなどの有識者を招聘する事業でございます。4 の伝統的工芸品産業振興補助金並びに 5 の伝統的工芸品産業支援補助金は、伝産協会ですとか産地の組合などが実施します産業の振興・活性化事業などへ補助しているものでございます。

右側の方ですが、コンテンツ分野につきましては、6 のコンテンツ産業新展開強化事業におきまして、国際見本市などを通じました海外展開基盤整備の実施、7 の先進コンテンツ技術による活性化促進事業におきましてはコンテンツ制作の支援、8 のコンテンツグローバル需要創出基盤整備事業におきましては、コンテンツの字幕・吹き替えなどの海外に展開する際のそういった現地支援を通じまして、日本のコンテンツ産業の振興に取り組んでいるところでございます。

4 ページ以降につきましては、来年度の平成 30 年度のクールジャパン関連の予算要求の状況でございますが、平成 29 年度とほぼ同様の内容となっております。内容が重複いたしますので詳細の説明は省略いたしますが、今後も引き続き日本の生活文化の特色を生かしました魅力ある商品やサービス、クールジャパン商材の海外市場開拓に取り組んでいく予定でございます。

簡単ですが、以上でございます。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。では、続きまして、国土交通省都市局、町田公園緑地・景観課長よりプレゼンテーションをお願いいたします。

【国土交通省町田公園緑地・景観課長】      資料は 1-8 ということでお配りしております。私どもの課は、公園緑地・景観課という名前のとおり、都市公園ですとか緑を保全すると

というのが主たる仕事になっています。一番大きな柱は公共事業予算になっていますが、都市公園そのものも、いろいろな文化活動が行われる場として使われていたり、全国各地にある特別史跡や特別名勝に指定されている日本庭園も、公園で管理しているという実態がございます。多くの城跡とか、この間の熊本城もそうですが、全域が史跡になっていて、都市公園に指定されているので、非常に文化的な資源と一体的に行政を行っているという意味では、親和性のある行政ではないかなと思っています。

本日持ってきました3項目というのは、それ以外の項目でございまして、もともと古都保存行政というのをやってまいりました。それから景観行政ですとか歴史まちづくり行政というものも当課でやっていまして、表紙をめくっていただきますと、説明は2ページの方から見ていただいた方が分かりやすいので、「明日香村における歴史的風土の創造的活用」の推進」というのがございます。これは古都保存行政で例示として挙げました明日香村の関係です。

もともと古都保存行政というのは、昭和41年に古都保存法というのができていまして、鎌倉、京都、奈良等の往時の政治経済の中心地、都があったところですが、そういうところの乱開発を防ぐための法律でございました。10の市町村が、今、古都に指定されていて、そのうちの一つが明日香村です。

明日香村は、ほかの都市と違いまして、一番強い土地利用規制をかけていて、現状、村域全体が開発の許可制となっているので、なかなか経済的にはかなり厳しい状況になっています。そういう中で、明日香村というものをいろいろな意味で振興したり、あるいは景観を守ったりというようなことをするためのお金ということで、上段の真ん中のところに、交付金の創設というのがございます。また、昭和55年から積み立てた基金を持っています。

交付金で何をしているというのが、下の支援内容ですが、一般の民家も、通常の平屋根を造るわけにもいかなかったり、生け垣を守らなければいけない等、お金のかかることがあります。そういうようなものの助成をしているということでございます。

一番右側の、上のところでございますが、「交付金」と書いてありますが、基金の運用益がほとんど上がらなくなってしまうということで、この交付金というものを毎年予算化しています。一番下の施策の効果というところにありますように、歴史的な風土というものを保全して、生活環境基盤の整備も併せて行っていくということを目的とした交付金になっています。

戻っていただきまして、1ページの方に行きますと、これは新しい法律ですが、歴史まちづくり法という法律を、平成20年に作らせていただきました。一番下の左側の「国による認定」と書いてありまして、賞状みたいなものがありますが、これは文部科学省と農林水産省との共管の法律ということで、先ほどの古都保存法が、まちの周りの緑地を保全するというのが基本で、真ん中の市街地のことは何もやっていません。この歴史まちづくり法というのは、真ん中の市街地、歴史的な風致というものを守って育てていくためのスキームになっているということです。

左側のところにありますように、歴史的風致維持向上計画というのを市町村が作っていただいて、今、これは62の市町が認定されています。その歴史的風致維持向上計画の中には、文化財という言葉がありますが、重要文化財ですとか重要伝統的建造物群保存地区、こういうものを中心として一体的に形成するような市街地というものを指定していると。

その中で、歴史的な風致を守る、あるいは育てるということのための措置を講じていくということです。

右の方に、各事業による重点的な支援ということで、一つ目の丸が、社会資本整備総合交付金という公共事業になりますが、この公共事業も非常にやわらかく使えるような事業メニューがございますので、こういうもので措置したりしているということと、それから、下に赤い字で書いてあります歴史的風致活用国際観光支援事業ですが、訪日外国人の方々の受入れ環境として、案内板の多言語化ですから、それから体験プログラムみたいなソフト事業も、こういったもので支援をしているということがございます。

最後、一番裏のページですが、これは今年から始まりましたプロジェクトで、海外日本庭園再生プロジェクトというものでございます。これも問題という意味ではずっと長いと言われていましたが、上の囲みに書いてありますように、海外には500とか550と言われている日本庭園、いろいろな経緯で整備されている庭園があります。

しかし、造ってからかなりの時間が経過すると、荒廃をしてしまいます。荒廃をしてしまうと、現地の方々が勝手に思い込みで直したりすると、変な色の春日灯籠ができていたりすることがあります。日本庭園は、我々にとってみると、日本の文化を象徴的に具現化しているものとして私ども評価しているので、海外にある日本庭園の問題があるところは、きちんと直していきたいということで、29年から予算措置ができたということでございます。

左下のところに二つ、イギリスとオランダの例があります。これは過去に国際園芸博覧会で、日本国が政府出展して造ったものでございます。本当に歴史を遡りますと、1873年のオーストリアの万博のときに出展したのが日本庭園です。昔はそういうものを、国として万国博覧会に出展していたという経緯もございます。こういうものも、今、外務省に協力いただいて、在外公館を通じまして、40件ぐらい、すぐにでも手を付けるべきだということがありまして、今年は2か所ですが、これも徐々に増やしながら、海外の日本庭園の再生というものを目指していきたいと思っています。

以上です。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。では、続きまして、観光庁観光地域振興部観光資源課長でいらっしゃいます蔵持様、お願いいたします。

【観光庁蔵持観光資源課長】      観光庁より説明いたしたいと思います。まず、観光庁と文化庁との関係から御説明したいのですが、平成25年の11月に、文化庁と、それから観光庁で包括連携協定を結んでおります。28年3月には、それにスポーツ庁も加えまして、今、3庁連携ということで、いろいろな業務をやっております。文化庁と我々との間で言うと、例えば日本遺産をどう活用するかとか、それから、美術館と博物館を核としてどうやって地域振興を図っていくのか、そういうところを中心に、いろいろな業務で日々やり取りをさせていただいて、一緒にいろいろな業務をさせていただいているところでございます。本日は、その中で、観光庁の側から見て、これが文化に関して非常に強い影響となるというか、いろいろと文化を活用して観光の取組を進めていくというものについて、主なものについて、5点、御説明をさせていただきたいと思います。

2枚めくっていただいて、3ページになりますが、訪日プロモーションの抜本改革というものを、来年度、行っていききたいと思っております。今、インバウンド、2020年に4,000

万人、それから訪日外国人の旅行消費額 8 兆円という目標を立てて、いろいろと全省庁、協力いただいてやっておりますが、その中でいろいろな反省が出てきておりまして、日本を売っていく際に、まだ日本の知名度がそもそも低いんじゃないかという問題点が、最近、認識できております。

特にヨーロッパですが、旅行博とかそういうところで、我々、プロモーションを行ってきけてはいるのですが、まだまだ旅行先として日本が認知されていないということで、そういう日本を旅行先として認知していないような方々に対して、ちゃんと日本への旅行は楽しいよ、すばらしいよということを認知してもらうような、そういうプロモーションを、グローバルキャンペーンと真ん中よりも下のところに書いてありますが、それをちゃんと展開していくことによって、しっかりと日本を旅行先として、まず認知してもらおうと。それから更に関心を集めて、それからもっと具体的なプロモーションをやっていこうという形で、2 段階のそういうキャンペーンを行っていくという、デジタルマーケティングを活用して、そういうことをやっていこうというのを、今、来年度の中でやろうということを検討しているところでございます。

その次の 4 ページでございますが、MICE 誘致の促進ということで、この MICE というのは、Meeting、それから研修旅行の Incentive Travel、それから国際会議などの Convention、それから展示会とかイベントなどの Exhibition/Event、この四つを MICE と頭文字を取って呼んでおりますが、これをやるに当たって、真ん中よりも下のところの左側のところにあるのですが、ユニークベニューというのがあります。これは、単なる会議室ではなくて、日本ならではのところでそういう会議を開くと、非常に来た方に喜んでいただけるということで、このユニークベニューをどんどんいろいろなところでやっていただこうという活動も行っております。29 年度で言うと、6 件の取組に関して支援を行っております。

例えば京都の醍醐寺（だいごじ）で、この 9 月に行ったばかりですが、世界神経学会というようなことをやるとか、来年の 2 月になりますが、大阪市の市立美術館で国際イノベーション会議を行うと、そういうような取組に対して支援を行うということで、こういうことを、また来年も継続して行ってまいりたいと考えております。

続きまして、5 ページになりますが、広域周遊観光というのが、インバウンドで来られる方、特に欧米の方々は、1 回の訪日で 2 週間以上滞在されるということで、いろいろなところに行っていただくというのを、我々としてそういう旅行のスタイルをなるべく定着させようということで、ただ、地域地域でしっかりとした観光の取組が、例えば体験型のコンテンツを充実させるというような取組が必要になってまいります。

ということで、観光協会を更により強化した、DMO と我々は呼んでおりますが、そういう組織をしっかりと定着させて、活動を活発化させるということに支援をするということで、今、157 の組織を DMO の候補法人として認定して、そこがいろいろなことをやる、例えばここで言うと、一番下のところにあります右から 2 番目でありまして、地域資源の魅力を活用した滞在プログラムを作るというようなものに対しても支援を行っていくということで、ここのところで文化・文化財の活用というのが出てくるわけですが、そういう地域の取組に対しても支援を行っていくということで、より滞在を充実させる、文化で稼ぐという取組に対しての支援を行ってまいりたいと考えております。

その次の 6 ページでございますが、最先端観光コンテンツのインキュベーター事業とい

うことで、これはそういう地域の取組というよりは、外国人の方々の生の意見を聞いて、これがこれから受けるんじゃないかというものに対して集中的に、何が必要なのか、どういうことをやっていくのかということを調査し、支援していく、育てていくということをやりたいと思っております。

その中でも ICT であるとか、これはこれから何を題材として取り上げるかというのは調査していくということになりますが、夜間の滞在の充実であるとか、そういうようなことをピックアップして、それにどういう文化とか文化財が活用できるかということを検討していくということ、これからやってまいる所存であります。

最後になります。7 ページでございますが、そういう滞在を行うに当たって、いろいろと多言語で解説がなされるというのが大分最近定着してまいりました。ただ、その中でよく言われるのは、日本語でいろいろなパンフレットができていて、それを単純に外国語に訳しても、さっぱり意味が分からないというのが結構あると。

例えば江戸時代というのは、そのまま英訳して Edo era と書いても、それは外国人から見たら、その Edo era の意味が分からない。何世紀と書いていただかないといけないということがあって、そういう細かいところも含めて、外国人の目で見えてしっかりとした解説文が書かれないといけない。ただ、それがなかなかまだそういうことがなされていないということで、そういう取組、これは書いてもらう人がどういう人があるのかというのと、それから地域でそういうのを落としていくような、そういう作業があるのですが、そういう人材のリストを、関係省庁で集まって、こういう人に書いてもらえるよというのを整理した上で、それをしっかりと、そういう文書を新たに書き起こしてもらうところに対して我々が支援するということをやっているということでございまして、今も文化庁といろいろと相談しながら、こういうことを最初から書けるような専門人材を、今、どういう人がいるかというのを調査しつつ、各地域の方から、こういうことを多言語化したいというのを、これから募っていきたいと考えております。

簡単でございますが、以上です。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。では、お待たせいたしました。最後に、環境省自然環境局、田中国立公園課長より御発表をお願いいたします。

【環境省田中国立公園課長】      資料 1-10 を御覧いただければと存じます。国立公園満喫プロジェクト等推進事業でございます。我が国を代表する優れた自然の風景地でございます国立公園は、全国に 34 ございますが、その中に、あるいはその近くには、文化財も多数立地しているところでございます。去年の 3 月に政府で作りました「明日の日本を支える観光ビジョン」の中では、この国立公園満喫プロジェクトと世界水準のナショナルパークを実現することによって、今現在、外国人の国立公園の利用者数、年間 500 万人ぐらいですが、これを 2020 年までに倍増させて、1,000 万人にしようということで、取組を進めているところでございます。

課題のところでございますように、文化資源に比べて、まだまだ自然資源については、情報発信の不足、あるいは多言語化対応など受入れ環境の未整備などもあると考えておりますが、若い世代ですとか、あるいは長期滞在を促すというように、自然資源につきましては、外国人観光客の滞在のポテンシャルも大きいと考えてございます。

今後の取組として、ソフトの取組として、情報発信の強化、あるいは左下でございます

が、自然体験型のアクティビティーの充実、あるいはその右でございますが、基盤的な利用施設の整備、ビジターセンターの多言語化対応など、それらを、左下でございます地域協議会、地域の皆さんと一緒に取組を進めたい。特に真ん中でございますが、水平展開につきましては、今、先行的・集中的に8公園での取組を進めております。これをだんだんと34の国立公園に展開することによって、国立公園を軸にした地方創生につなげたいと考えてございます。

裏面でございます。今、先行的な取組を進めている8公園の一例でございます。一番右上、道東の阿寒摩周国立公園におきましては、ちっちゃい字で2行目に書いてございますが、アイヌ文化の体験などの推進により、原生的な自然の世界を堪能していただくということで、例えばでございますが、公園内の阿寒湖周辺を訪れる外国人観光客の方に、アイヌ文化の多言語発信、あるいはガイドの育成などをしながら、国立公園とアイヌ文化と一緒に発信してまいります。

あるいは、真ん中上のところでございます、山陰の大山隠岐国立公園。白い字の3行目のところに、「神話・信仰が息づく山・島・海」と書いてございます。ちっちゃい字の右上から1行目のところですが、文化体験など様々なアクティビティーを楽しんでいただくということで、例えば日本遺産のPR映像を国立公園のツアーデスクで発信したり、あるいは日本遺産の多言語ホームページで国立公園内の名所を紹介していただくなど、国立公園と文化財のウイン・ウインの関係を、具体的な施策レベルで連携して発信してまいります。

以上でございます。

【熊倉部会長】 皆様、本当にありがとうございました。それでは、限られた時間ではございますが、予定を延長しまして、あと10分弱ではございますが、是非質疑応答の時間を設けたいと思います。どなたか御質問、御意見のあらわれる方、いらっしゃいますでしょうか。

石田委員、どうぞ。

【石田委員】 内閣府の取組について、非常に興味深く伺っておりました。石田と申します。大学のオペラ研究所、それから舞台芸術政策研究所で、舞台芸術振興について研究している研究者です。

クールジャパン戦略を本当に全省挙げて推進されているということが、よく分かります。この言葉自体もよく聞きます。舞台芸術の世界にいる人間からしますと、このクールジャパンのジャンルの中に、舞台芸術、つまり私がふだん関わっているようなオペラやバレエなど、本当にレベルの高いアーティストが世界各地で大活躍をしている、そういう実態を考えますと、是非舞台芸術に関する視点というものも盛り込んでいただけたらうれしいというのが正直な気持ちです。

先日行われました舞台芸術ワーキング・グループでも、こういった世界に若い人たちがどんどん憧れて入ってくるような、そういう良い循環が生まれるということについて、かなり話題になりました。今、日本が舞台芸術を外に発信していく、あるいは海外から来る、そういった日本が舞台芸術のハブになるというようなことを、実際にやってくれる人材が育っているのです。その人たちがクールジャパンの一角を担うような、そういったことも生まれておりますので、もしよろしければ、その辺も少しお考えいただけるといいと思っ

ているところです。

それと、最後の参考のページ、19 ページに、日本のコンテンツの主なアーカイブの現状という中に、ゲーム、マンガ、アニメ、出版物等々書かれておりますが、ここに、舞台芸術のアーカイブ、そういったものも是非含めていただきたい。こう申しますのも、本学でも、オペラのアーカイブは既に実施しております、日英両国で検索可能になっております。このようなこともございますので、その辺もお考えいただけるといいと思っております。

以上でございます。

【熊倉部会長】 ほかにいかがでしょうか。どなたか。

亀井委員、お願いします。

【亀井委員】 文化財をやっております亀井と申します。文化財と直接は関係ないのですが、農林水産省と経済産業省の方、隣り合わせになっていますので、質問したいと思っております。

食文化の海外への紹介というのは大変結構な話だと思うのですが、是非器も、容器もセットになって宣伝していただければと思っております。よろしくお願いします。

【熊倉部会長】 ほかにいかがですか。

佐々木委員。

【佐々木委員】 佐々木です。厚生労働省の方が障害者芸術について大変全国的な取組をお話しいただいて、感心しているのですが、何か新しい法律を準備されているとのこと。これ、議員立法なのでしょうか。それは今日のお話に出てこなかったのですが、どのような展開なのか、もしお話しいただければと思います。

【厚生労働省田仲自立支援振興室長】 恐らく、今お尋ねの法律は、議員立法のお話だと思います。そういう意味で、議員立法で作業しているものですから、私どもとしては、どういう状況かというのは、正直、お答えする立場にないという状況でございます。

【佐々木委員】 分かりました。

【熊倉部会長】 ほかにいかがでしょうか。

大和委員、どうぞ。

【大和委員】 まず1点、外務省の方で国家的な大プロジェクトの御紹介を頂いたのですが、私の関係は芸術関係ですが、海外に行ったときに、在外公館がどれだけやってくれるかによって、かなり反応が違います。ある在外公館は事前に広報を流してくれて、当地の放送局が番組で取り上げていただいた。そういうことをやって、その地道な努力というのは在外公館が文化事業としてどのぐらいやられているのか。また、文化庁と協力して、官ベースではなく日本から行くときに、在外公館に情報がきちんと流れるような双方向の構造というか、逆に海外から来る場合も、そういうような取組がされているのかどうか。それと、実際に広報文化外交でいろいろな事業をされていると思いますが、どのぐらいやられているのか。

それともう1点、伝統文化の、特に伝統音楽の海外発信について、文化に関する世論調査で、49%ぐらいの国民が、日本の伝統音楽をトップに挙げている。特に伝統音楽というと三味線音楽ですが、三味線が危機的な状況になっているが、世界的な世論で、外国政府が日本に入ってくる輸出を止めてしまったり、そのような事態で、三味線が高騰している

という問題が原材料はありまして、これがこのままいくと三味線の供給が危なくなるし、素材の関係から、海外でやるのが非常にバリエーションになっている。三味線の皮というと猫の皮です。その問題と、ワシントン条約で、象牙、これの輸入が非常に厳しくなっていることがあり、その件について新素材を開発しようと、今の実験室段階ではもうやりつつある。

これは特に経済産業省と文化庁は、共同で新素材を、三味線の皮及び象牙を、今までの素材を確保という観点と同時にやっていただけないか、例えば海外への普及、国内で子供たちが安い楽器が手に入るなど、そういう効果が出てくるので、是非経済産業省としても何かできないだろうか。今、話を伺っていて、映画については内閣府と経済産業省と文化庁がいろいろ取り組んでいて、映画やポップス、そういうコンテンツ系、あるいは美術も含まれると思いますが、海外市場形成について、何か非常に国内資本も含めてちゃんとした取組がされているのかどうかについて、何かできないかということがありましたら疑問、質問を含めて幾つかの点でお願いいたします。

【熊倉部会長】 いかがでしょうか。

【外務省山谷文化交流・海外広報課長】 まず外務省の方から私が答えられる範囲で答えさせていただきますが、民間の方が行う場合や、在外公館文化事業で行う場合というのがありますが、どのぐらい事前広報が可能かはその事業の形態、市民祭りのような形でやるのか、それとも大使館の文化センター等で行うのか、それから、どういった人々を訴求対象にするかといったことで違ってくるので、そこは一概には言えないところがあります。例えば放送局で事前広報できる場合は広く一般に広報することが可能と思いますが、現地の放送局に広報できるかは、国によって規制・法制度の違いもありますので、広報が可能な国もあれば、難しい国もあるのかと思います。

それから、海外に人を派遣して行う文化事業、これは様々なスキームがございます。外務省の文化事業でもありますし、国際交流基金の助成プログラムでもございます。様々なスキームがございますので、是非御利用していただいて、公演や展示など、どんどん海外に向けた発信に参画していただければと思います。また、文化外交はどのぐらいか、予算規模について分かりやすい数字の一例ですと、国際交流基金の運営費交付金は、大体年間120億円ぐらいであり、そのぐらいの規模感でございます。

それから、文化と対外的な戦略発信というのが、なかなか分けるのが難しいグレーな部分はあるのですが、外務省全体で思っている対外的な戦略発信、これは戦略的な発信のために、いろいろ例えば現地紙の広告面を買い上げたりとか、そういうのも全部含めると、大体800億ぐらい。ただ、これはいろいろな外交行事と、ありていに言うとダブルカウントされているところもあるので、必ずしもそこは真水と言い難いところもあるのは御理解いただければと思います。

【内閣府岸本参事官】 内閣府の知財事務局でございます。映画の振興施策に関して、海外展開の支援ということですが、先ほど1-4で御説明した映画の振興施策に関する検討会議の対応の方向性の概要の二つ目の黒ボツのところにありますように、海外展開支援の強化としましては、ここに挙がっているのは国際共同制作を促す基盤整備と。これは、国際共同制作協定の締結、中国との間でということですが、締結に向けての交渉を、外務省中心で取り組んでいらっしゃるということです。

また、最適な資金調達方法の確立を目指した専門家による支援事業、これは経済産業省の事業で、弁護士や会計士とか、そういった専門人材を具体的な映画制作のプロジェクトに張り付ける形で、いろいろな製作委員会方式以外も含めた資金調達方法の確立を目指した実証事業ということを準備されているということで、取組は進んでいるというところでございます。

これ以外にも、例えば先ほど経済産業省の方から御説明があった J-LOP ですね。コンテンツの字幕とか吹き替えなどのローカライズの支援とか、国際見本市への出展の支援とか、そういったことを集中的に、この 5 年間実施されてこられたりとか、あるいは外務省の国際交流基金の事業で、これまで余り日本文化に触れたことがないような地域で、日本映画を受け入れる素地（そじ）を作るということで文化交流事業を実施されてきたりということも、あるいは文化庁の事業でも多数ございますので、そういったいろいろな各省の施策につきましては、知財本部の下での検証・評価・企画委員会というのがございますが、そちらの方で効果等も含めて検証させていただいた上で、今後の対応の方向性ということについて、しっかり議論をしていきたいと思っております。

以上です。

【農林水産省西食文化・市場開拓課長】 農林水産省でございます。器のお話でございますが、和食文化の特徴は、食材で季節・自然を感じる、地域を感じるというだけではなくて、盛り付け方とか、それから、しつらいですね、食べる空間もというのが正に和食文化の特徴でございますので、海外で発信する際にも、盛り付け方なども料理講習会で対象としておりますことから、お皿だったり器だったりということも、きちんと説明しているところでございます。

それから、国内につきましても、和食給食でも、だしの取り方の食育の授業の後に、じゃあ実際に食べてみましょうといったときに、器も、漆器を料理人の皆さんが持ち込んでくださったり、それから和食器給食ということで、畳の上にみんなで座って、それぞれの器を勉強しながら食べましょうというようなこともやったりしておりますので、引き続き、そういう和食文化全体で発信していきたいと思えます。

【経済産業省手島クールジャパン海外戦略室長】 先ほどの三味線の新素材の関係ということで、まず輸入規制の方を確認しまして、そういった新素材の開発、非常に重要かと思えますので、検討といいますか、いろいろ調べたいと思えます。

それと、先ほど農林水産省からもお話がありました器のことでございますが、日本の食文化と一緒に、日本の食材と器という組合せで企業自体がコラボするといったような取組も非常に活発になってきておりますので、食とかそういった区切りなく、一緒に取り組んでいくということを、引き続きやっていきたいと思っております。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

あと吉本さんと赤坂さんが手を挙げていらっしゃいます。手短にお願いできますか。

【吉本委員】 ニッセイ基礎研究所の吉本です。今日は 10 の省庁から話を伺いまして、大変勉強になりました。どうもありがとうございました。3 点だけ意見を申し上げたいと思えます。

各省庁で、文化に関係する政策をこんなにたくさんやっていらっしゃるということで、大変心強い思いがしたのですが、大ざっぱに言って、文化で稼ぐ、文化を売る、文化でア

ピールする、文化で観光客を呼び込むなど、要するに文化を使う政策が圧倒的に多い気がいたしました。文化を作るといことが文化庁の大きな役割だと思いますので、文化庁の政策というものはますます重要というか、そちらがしっかりあってこそ、各省庁の政策は生きるのではないかということを思いました。どなたかも同じような発言をされていたと思いますので、その辺も含めて基本計画の中に盛り込んでいけばいいのではないかというのが1点目です。

それから2点目、これだけたくさんあると、文化に関する施策の一覧があると、とてもいいと思いました。そして、各省庁でいろいろな補助金等も出ていますので、文化団体というのは大体文化庁系列の補助金を探すわけですが、ひょっとしたらこの補助金を使えるかもしれないみたいな全省庁の文化に関する補助金や助成金のメニューが一覧で見られると、更にそれを活用していろいろなことができるのではないかと思います。

それと3点目ですが、一つ一つの施策を見ていくと、文化庁と連携できる部分もたくさんあるような気がいたしました。具体的に言いますと、例えば最初に御報告いただいた児童福祉文化財の厚生労働省の取組で、児童が見た方がいい演劇、ミュージカル、コンサート等を推薦されているということですが、文化庁では、優れた舞台芸術の鑑賞事業でしたか、子供たちが無償で体験できるようなものがありまして、その二つの施策はどういう関係にあるのかというのがよく分からなくて、厚生労働省が推薦したものの中に、文化庁の施策で無償で見られるものがありますよとなれば、より良くなるのではないかと思います。ほかの省庁の施策についても、同じような議論できる部分がたくさんあると思いました。

以上です。

【赤坂委員】 児童福祉文化財についてという最初のところに、児童福祉法第8条第8項があります。(2)で、その中で、児童及び知的障害者の福祉を図るためという言葉があり、気になります。つまり、この法律が作られた時代のある思想なのだと思いますが、児童と知的障害者をこのように並列的に並べるといことがどういう意味を持つのか、とても気になるし、本当は重要な問題なのだと思います。

つまり、知的な障害を持った方たちを児童と同じように保護すべきとか、何かそういうまなざしが当たり前にあった時代に作られた法律なのかと思います。もしかしたらこういうものがたくさんいろいろなところに残っているのかもしれないのですが、たまたま見てしまったので、この辺は法律のレベルからきちんと精査して変えていかないと、我々の生きている時代とかなりずれてしまっているという印象を持ちました。

【熊倉部会長】 回答を要しますか。

【赤坂委員】 御検討をお願いいたしますという意見です。

【熊倉部会長】 回答を求められても難しかろうと思いますので、意見が文化政策部会の方から出たということで、よろしく願いいたします。

数々の御意見、ありがとうございました。案外なんて言うてはいけませんが、我々の計画を立てているのに比べると、各省庁、ゴールがはっきり見えていらっしゃる点が大きく違うのかと思いつつ、幾つかのところにも散見されましたが、システムをきちんと作る点、それから我々の計画でも非常に重要な点と考えておりますが、人を大事にして、人を作って登用していこうとする点が明確に見えていらっしゃる省庁も多うござい

ましたようなところ、隣の芝は青く見えるのかもしれませんが、我々もしっかりやっていただけるようにしなくてはと思った次第でございます。各府省庁の皆様方、お忙しい中、本当にありがとうございました。

では、ここで場面転換をさせていただきます。

【宮田長官】 本当にありがとうございました。今、もったいないとずっと思っていました。ほとんど同じことをやっている。文化庁でもやっている。皆さん各省庁もやっている。こういうのは束ねた方がいい。先ほど吉本さんがおっしゃったように、一つのパネルを作りましょう。そして、それぞれがやっているのを全体で見て、そうしたら、ここここはつながるよね、だからこれタッグ組もうよと。そうすれば、予算が少ない中でも、0.5、0.5が重なれば、1にならなくてもいい、0.8になるだけでも大きな歴史ができるという感じがとてもしたので、各省庁の皆さん、本当にありがとうございました。

そうしないと、せっかくおいでいただいた、そしてそれが活用されるという関係を作るのは、とても大事なことだと思ったので、一言言わせていただきました。ありがとうございました。

(座席入替え)

【熊倉部会長】 座席の入替え、完了いたしました。次の議題、せっかく各府省庁の皆様いらしていただいて、怒涛（どとう）のプレゼン、皆さん、頭がとても回転しているのではないかと思います、本日は引き続き、更に重要な報告・検討が続きます。

それでは、次の議題「基本計画の策定に向けた意見について」に移りたいと思います。8月末の第3回文化政策部会の開催後、三つの分科会と四つのワーキング・グループを開催いただきまして、文化芸術推進基本計画に盛り込むべき事項等について御審議を頂き、報告書としてお取りまとめを頂いたところです。

ということで、資料の2以降ですが、こちらの各分野別ワーキングと分科会について、本日はそれぞれの会長・座長の皆様方に御出席いただいておりますので、それぞれの報告書について御報告をお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、初めに著作権分科会の道垣内分科会長より御発表をお願いいたします。

【道垣内委員】 道垣内と申します。よろしくお願いします。御紹介ありました検討審議を、著作権分科会としていたしました。その意見をまとめたものが、資料の2-1でございます。

まず、1番でございます。大きなローマ数字のⅠです。著作権政策の意義と方向性という記載であります。具体的には、一つ目の丸におきまして、文化芸術の法的なインフラとしての著作権の役割及び文化政策との連携が求められる様々な政策分野における重要性について確認し、二つ目の丸で、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として掲げられた目標の達成と著作権制度の関わりについて記載しております。三つ目及び四つ目の丸は、保護と利用のバランスを図りつつ、関連する政策分野や文化政策との有機的連携、それから国際的な視野・視点、そういうことにも留意しながら、様々な政策手段によって施策を総合的に展開していく必要があるという総論的な意見を記載しております。

以上の総論的な話を受けまして、2 ページ以下を御覧いただきたいと思います。まずローマ数字の大きなⅡの具体的施策についての意見でございます。今後5年間の文化芸術政

策の基本的方向性として、基本的な考え方の案に掲げられている六つの戦略に沿って申し上げたいと存じます。

最初の部分では、著作権政策は、六つの戦略のうち、戦略の４を基礎としつつ、戦略１から３の実現にも資するものとして位置付けられると理解をし、その枠組みに沿って、各戦略に関する考え方と具体的な施策についての意見を記載しております。

まず、戦略の４の、芸術文化の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実関係でございます。これにつきましては、３ページにまとめとして、この戦略４に対応する施策の柱として、著作権制度の整備と著作権に関する普及啓発及び著作権教育の二つに分けて記載をしております。

著作権制度の整備に係る具体的な施策に係る意見としましては四つございまして、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う環境変化に対応した著作権制度等に関する課題への対応、これが一つ目。二つ目が、権利処理の円滑化。３番目が、国境を越えた著作権侵害対策、海賊版についての対策のための国際協力や、国内制度の整備等でございます。四つ目が、これらの施策の検討に資するための調査研究等についてでございます。

他方、著作権に関する普及啓発及び著作権教育に係る意見としましては、著作権に係る知識や意識が全ての国民にとって必要不可欠なものとなっていることを踏まえ、国民の著作権に関する知識の普及、意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図るための施策について記載をしております。

そして４ページ目、戦略の１から３までの実現に著作権はどのように関わるかということを書いております。

戦略１に係る意見としましては、文化芸術関係の産業や情報関連産業の振興を図り、イノベーションを促進していく上で、著作権制度や著作物の流通環境の整備の重要性等を踏まえ、社会経済の動向を踏まえて、適時に著作権制度の見直し等に取り組むことを期待しております。

戦略２に係る意見としましては、開発途上国の著作権制度の整備の支援、海外における著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策や正規版コンテンツの流通促進の重要性を踏まえ、内外の政府関係機関との連携・協力の下で、これらの施策を推進していくということに記載しております。

最後に、戦略３に係る部分でございますが、著作権関係施策を適切に講じていくことは、戦略３に言う包摂的環境の推進に資するものであることを確認した上で、特に著作物の適正な利用機会の増進に貢献する公共的事業等における著作物等の利用の円滑化を図ることによって、これを一層促進するということに記載しております。

最後に、３の戦略測定に資する指標候補でございます。これはなかなか難しいことですが、これに関する著作権の分野からの意見は、著作権は私人の財産的権利であり、一義的には、社会の要請を踏まえ、保護と利用のバランスのとれた形での制度改善が適切に行われることをもって、目標達成の評価を行うのが適切であるということでございます。

ただ、著作権は、その取得に登録等を要しない制度でございまして、どれほどの著作物が作られているかという状況の把握は極めて困難でございます。また、これまでの諸科学の成果を見ましても、政策効果の推定手法も確立されていないということでもございまして、それらを踏まえまして、今後、文化庁において取り組むとされている調査研究、政策立案

機能の充実のための取組の一環として、データ等の収集・分析及び政策効果の測定手法に関する研究を進めていくことが期待されるというのが、分科会の意見でございます。

以上、早口になりましたが、著作権分科会の意見の概略を申し上げました。私からは以上でございます。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。道垣内先生は18時で本日御退席ということで、全ての分科会とワーキングのお話を聞いてからと思ったのですが、今、著作権に関することに関してのみ、短い時間ですが、質疑応答の時間を設けようかと思いますが、どなたか御質問、御意見のあられる方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

大丈夫なようなので、引き続きまして、国語分科会の伊東分科会長よりお願いいたします。

【伊東委員】      国語分科会長の伊東でございます。私から、文化芸術推進基本計画に向けた国語分科会としての意見について御説明申し上げます。

お手元の資料2-2を御覧ください。国語分科会では、大きく分けて二つの分野を所掌しております。一つは漢字や敬語に関する指針などを扱う国語施策で、もう一つは外国人に対する日本語教育施策でございます。資料の2-2は全部で4ページでございますが、その前半2ページが国語分野について、後半2ページが日本語教育分野についてという構成になっております。

まず国語分野についてですが、最初に言葉が文化の基盤であることを説明した上で、国語の果たす役割や重要性を踏まえ、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があるとしております。そして、それを実現するための国の基本的施策として、次に挙げる10の施策を挙げております。

1番目は、国語に関する調査について。2番目のポツは、常用漢字表等の普及について。そして3番目は、敬語の指針等の普及についてです。そして、2ページの最初のポツ、4番目ですが、消滅の危機にある言語・方言の状況の改善について。そして5番目は、学校教育において国語力を養うことについて。そして6番目、学校の教員の国語についての意識を高めることについて。そして7番目は、子供の読書活動の推進について。そして8番目は、文字・活字文化の振興について。そして9番目は、分かりやすい表現を用いること等について。そして最後、10番目は、関係機関との連携・協力について。以上、10の施策を進めることを記載しております。関連する戦略としましては、戦略4が中心になりますが、当然のことながら、戦略4、戦略3、戦略5に関連するものもでございます。

では、2ページ目の一番下のところですが、これらの施策の効果を測る指標といたしまして、①、「あなたは日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか」という質問に対し、「関心がある」と回答した者の割合ということで見てみる。②、「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対して、「大切にしている」と回答した者の割合の、二つを挙げております。これらは、過去に国語に関する世論調査の質問事項となっていたものでございます。

では、3ページ目、日本語教育についてですが、最初に日本語学習者の状況等について触れまして、次いで、外国人や日本国籍を持ちながらも日本語能力が十分でない方々が日本語を学ぶことの意義等を明記した上で、国内外で日本語学習環境を整備し、質の高い日

本語教育を提供していくことが重要であるとしております。そして、それを実現するための国の基本的施策として、以下の七つの施策を挙げております。

最初のボツです。日本語教育を総合的に推進する体制整備について。2 番目は、日本語教育の企画立案のための調査研究について。そして3 番目は、指導方法の研究や教材の開発等について。そして4 番目は、日本語教育人材の質的向上と量的確保について。そして最後、5 番目は、地域における日本語教育の充実について。そして最後の4 ページになりまして、6 番目ですが、海外における日本語の普及について。そして7 番目は、日本語教育機関における教育水準の向上についての施策を進めることを記載しております。

関連する戦略としましては、戦略2 と戦略3 の両方に関連するものがほとんどでございますが、人材に関する施策については戦略5 にも関連するとしております。また、これらの施策の効果を測る指標としましては、最後の段落になりますが、①、在留外国人に占める日本語学習者数が10%を超えるようにする。その際、日本語学習者数の増加率が在留外国人数の増加率を上回るよう留意する。そして2 番目、日本語教師養成、研修講座の受講者数が、過去2 年間の平均を上回るようにする。の、二つを挙げております。なお、在留外国人数に占める日本語学習者数の割合10%については、第4 次基本方針における成果指標にもなっております。

国語分科会としての意見は以上になります。ありがとうございました。

【熊倉部会長】 伊東分科会長、ありがとうございました。では、続きまして、文化財分科会から亀井分科会長、お願いいたします。

【亀井委員】 それでは、文化財分科会の会長をしております亀井から、文化芸術基本計画の策定に向けた文化財関係の意見についての御報告を申し上げます。

本件につきましては、文化財分科会の下に設けられました企画調査会において議論を進めているところでありまして、配布資料2-3 に示すような意見が出ているところでございます。ただし、企画調査会では、文部科学大臣からの諮問を受けて、文化財保護制度全体の見直しを行っているところでありまして、年内を目途に一定の取りまとめを行う予定でございます。今回の意見にはそのような議論の一部を盛り込んでおりますが、今後検討が進められるにつれて、適宜本計画にも反映できるようにしたいと思っておりますので、その点、御了承ください。

まず1 ページ目ですが、最初に、今回の計画の検討に当たって留意すべきと思われる基本的な方向性や、計画全体に関わる事項についての意見をまとめております。本計画の検討に当たっては、まず、国内のみならず、国際的な動向にも留意すべきという意見が出されました。基本計画の目標・戦略部分につきましては、文化芸術による新たな価値の創出など、文化芸術の振興による波及的効果も重要であるが、あくまでも文化財の確実な継承など、文化芸術そのものの振興が本計画の中核に据えられていることが分かるようなものにすべきという意見が、多くの委員から出ております。

次に、2 ページから、各戦略における文化財関係の基本的な方向性や、具体的な施策等について述べております。以下、順次説明してまいります。

まず、戦略1 の基本的な方向性につきましては、文化財の積極的な保存・活用により、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化を進めることや、文化財を中核とした取組により生まれる社会的・経済的な価値を、文化財の継承や地域の維持・発展

に役立て、文化財の保存と活用の好循環を作り上げることが重要であること。

そのための施策としては、文化財を活用していく上での前提として、適切な修理等により文化財の価値の維持向上を図ること。また、美術館・博物館や文化財所有者等からの相談に一元的に対応するセンター機能の整備に取り組んでいくことが必要だといった意見がありました。

3 ページ目ですが、企画調査会において検討されている事項として、市町村が域内の文化財の総合的な保存・活用に係る基本的な計画を策定できるようにすることが挙げられております。これによって、総合的・計画的な文化財の保存・活用が進められることが期待されます。

4 ページ目では、戦略 1 に関係する指標の例として、歴史文化基本構想や市町村による基本的な計画、個々の文化財の保存・活用計画の策定件数、また、文化財に関するポータルサイトである文化遺産オンラインの登録件数を、指標の例として挙げております。

次に、5 ページ目の戦略 2 についてです。戦略 2 の基本的な方向性としては、文化芸術を通じた国家ブランディングという観点から、国による文化財の指定等による価値付けを行い、その魅力を国内外に発信していくことや、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力力の推進により、各地の文化遺産保護に貢献するということが重要であること。

その具体的な施策につきましては、ユネスコ世界文化遺産等への推薦・登録や推進、あるいは日本遺産認定の仕組みを活用して、各地域の魅力あふれた文化財を国内外に戦略的に発信していくことが必要といった意見や、文化財国際協力コンソーシアムを中心に、文化遺産保護に関する国際協力を推進していくことが必要といった意見がございました。

6 ページ目では、戦略 2 に関する指標であります。文化遺産保存修復等に関する国際協力の実施状況として、研修等のために海外に派遣した人数や、海外から参加・招聘した人の人数を挙げております。

次に、7 ページ目の戦略 3 関係についてです。基本的な方向性としては、多くの人々が多様な文化財に触れ、我が国の歴史や文化を学ぶことができるよう、各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保に努めることが必要であること。

そのための具体的な施策としては、文化財の魅力を分かりやすく発信することや、地域住民による文化財の保存・活用への参画を推進することなどが挙げられております。それによって、広く国民が地域の文化芸術活動に参画でき、また、地域の文化財の継承などの活動を通じて、地域に貢献できる環境の醸成に取り組むといったことが期待されるという意見がございました。

次に、8 ページ目の、戦略 4 についてです。基本的な方向性としては、過疎化や少子高齢化の進展など、社会状況の変化による地域の衰退が懸念されている状況の中で、これからの時代を切り開くにふさわしい文化財保護制度の見直しを進めることが必要であること。また、文化財を支える保存技術の継承者や用具、原材料の安定的な確保を進めること。さらに、教育との連携をより密接にしていくべきといった意見がありました。

具体的な施策としては、まず総論として、有形文化財の適切な修理や防災対策、無形文化財の伝承者の養成への支援を充実させることが重要であること。また、9 ページで触れておりますが、学校教育において、伝統文化への理解を深める取組を推進することが必要であること。更に 10 ページにわたりまして、伝統芸能・民俗芸能の普及・継承や、現代の

文化財をはじめとした文化財の保護の対象の拡大を進めるべきであること。11 ページでは、国立文化財機構などの独立行政法人の体制機能の充実を図ることや、美術館・博物館等における展示の魅力向上や人材の確保を進めることが必要といった意見がありました。

指標としては、12 ページに掲げておりますが、文化財の修理や防災対策の実施状況。また、13 ページでは、美術館や博物館への入館者数や、国民の鑑賞や文化芸術活動への参加率を挙げております。

最後に、14 ページに書いてありますが、戦略5 についてです。基本的な方向性としては、文化財の修理技術者や学芸員等の専門人材の養成を進めるとともに、将来的な文化財の担い手の裾野の拡大を図るため、子供の頃から文化財の魅力に触れることができる機会の充実を図ることが重要であるという意見がございました。

具体的な施策としては、専門人材育成のための研修の充実や、学校と美術館・博物館との連携を促進すべきといった意見がありました。

指標につきましては、15 ページに掲げておりますが、美術館や博物館、地方公共団体における専門的な職員の配置状況を挙げております。

以上、大変駆け足になりましたが、説明については以上でございます。

【熊倉部会長】      ありがとうございました。それでは、ここから芸術分野別ワーキング・グループからの御報告に移らせていただきたいと思います。まずは舞台芸術ワーキング・グループの中川座長より御報告の方をお願いいたします。

【中川委員】      舞台芸術ワーキング・グループの中川でございます。舞台芸術ワーキング・グループでの討議の内容につきましては、資料2-4 にまとめてあるとおりでございます。

まず、本ワーキング・グループとしましては、舞台芸術をめぐる現状と課題といったものについて、様々な意見を交換いたしました。その中で、課題として2 ページから3 ページにあるところが挙げられたということでございまして、かいつまんで申し上げますと、国際的なマーケットにおいて競争力のある作品の創造でありますとか、それから、国際的な集客力のある芸術フェスティバルの開催が求められているといったところがあります。それから、劇場・音楽堂は全国に広く整備されているものの、地域による鑑賞機会等の格差は依然解消されていないという問題があるということも指摘されました。また、劇場・音楽堂における財源確保や専門人材の強化も望まれているということでもあります。そして、優れた実演家は育てているが、国内における恒常的な活躍の場には恵まれていないという点も指摘されております。また、年齢や障害の有無等によって、文化芸術を享受できる機会に恵まれていない者もあるといったところが確認されたところであります。

続いて、今後5 年間の文化芸術政策の目指すべき姿ということで、その(1) から(4)を確認いたしまして、六つの戦略を基本的な方向性として踏まえて、各戦略の中に落とし込んでいき、具体的な施策を検討いたしました。

まず初めに、4 ページから5 ページに挙げた4 項目をまとめました。御覧いただけますでしょうか。これは、今後5 年後の日本の文化芸術がこうあってほしいという目標を意識してまとめたものであるということでもあります。

続いて、六つの戦略について、個々に検討をいたしました。5 ページから10 ページまでに記載されているのがそれでございます。各戦略における具体的な施策は、初めに現状と

課題として認識した事項を踏まえて考えをまとめたものでございます。

個々に説明をしていると時間が長くなるかもしれませんが、5ページの(1)創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現というところにおいては、文化芸術が盛んになる、あるいは水準が高くなるということのために、いかに効果的な投資をしていくかといったところで、具体的にこういったことをやってはどうかといった提案が出ております。

それから、(2)、戦略2の国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進におきましては、国際交流をいかにこれも効果的にやっていくには、どういった方策でやっていったらいいかということが、考えて書かれているということであります。これもただやみくもにやるのではなくて、何らかの戦略を持って、特に東アジアとの交流などをやっていった方がいいのではないかという提案を書かせていただいております。

それから、戦略の3、文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進というところにおきましては、いかに国民の方々が、どういう人々も皆等しく文化芸術を享受できるようにするには、どのようにしていったらいいかといったことが書かれております。

(4)、戦略の4の文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実におきましては、これは主にアーティスト、実演家の育成というところでございます。この部分は比較的うまくいっているのではないかとと思われるところではありますが、より一層強化していくということの必要性が書かれております。

続いて、(5)の戦略の5でございますが、多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援ということで、これは、アート・マネジメント人材でありますとか舞台芸術人材などの、舞台芸術を支えていく専門的人材の育成確保をいかにしていくかというところでございます。

そして、戦略の6、持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成。これは、日本では、芸術団体でありますとか劇場・音楽堂、それぞれ優秀な力を持ったところがあるのですが、それぞれの力がうまく絡み合って有機的に機能していくということのためにはどういうことを考えたらいいいのかというところで、いろいろな案が出されているというところでもあります。かいつまんで申し上げますと、その内容のところで、詳しくは一つ一つ御覧いただければ幸いです。

そして最後に、進捗状況を測るための指標の候補について、各委員から御意見を出していただきました。10ページに掲げた9項目を、その中から選んで例示してあるというものでございまして、これは戦略ごとに分けて掲げずに並べたのは、どの戦略も非常に重複する部分、重なり合う部分というのがありますもので、分けて書くよりは、このような形で出すということで、今回はそのようにさせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。では、続きまして、メディア芸術ワーキング・グループの久保田座長より御発表をお願いいたします。

【久保田委員】      メディア芸術ワーキング・グループの座長の久保田です。よろしくお願い致します。

資料の2-5を御参照いただければと思いますが、メディア芸術ワーキング・グループというのは、ここにあるように、映画、マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアートといった非常に広範な分野を扱っています。メディア「芸術」という意味では、次に御発表いただく美術の部分と、いろいろな価値観は共有していると思います。例えば多様性が重要であるとか、持続的な継続が重要でありつつ、こういう新しい、まだ芸術としての評価だとか見方が固まっていないものに対してどのようにアプローチしていくかというところの、メディア芸術独自の視点に対する戦略も必要である、その辺りをうまく整理して、今後の展開につなげていければいいということで、僅か2回のワーキング・グループでしたが、非常に多様な御意見を頂いて活発な議論が行われたということ、まず御報告したいと思います。

そうした中で、この資料に沿って説明をしていくと、まず現状分析ということで、メディア芸術祭も、思えばもう20年たちました。この20年を長いと見る人もいますが、もちろん文化というスパンで見ると、まだ一瞬の出来事です。そうした中で、このメディア芸術祭というものが培ってきたいろいろな議論や作品といったものを、どう今後、社会に根付かせていくかが、このメディア芸術の世界にとっては重要です。

デジタルメディアの発展と並行して進んでいるという意味で言うと、ここにあるように、非常に作品や鑑賞者の数や量は増大していますし、昨今のインターネット等のパーソナルメディアの浸透によって、映像文化は非常に普及してきました。この普及してきたという量的拡大を、どうやって質的拡大にうまく転換していくかが、この1ページの次に書いてある課題になると思います。こんなことを言うとは何ですが、ビジネスだとかそういったものは、どうしても刹那的になりがちなので、サステナブルなきちんとしたエコシステムを作っていくことが重要なのではないかと考えています。

2ページ目の課題ですが、その中でも特に2ページ目の上から二つ目、メディア芸術作品というのは、基本的に多様な分野が集まっていて、ハイブリッドな性格を持っています。ですので、異分野のコラボレーションであるとか、他分野の共同制作ということが重要になる。そうすると、例えば共通言語を作っていくとか、異なる概念を翻訳していくような、ディレクターやハブのような役目をする人が、今後ますます重要になってくる。

それがプロジェクト化する人材とすることで、芸術の専門家であると同時に、日本が弱い「デジタル人文学」のような、理系とか文系といった枠にとらわれない、もう少し横断的な専門家が、このプロジェクト化する人材として育っていく。技術を持っている人が同時に、美術や、歴史的のような文化的観点を持っているという、なかなかまだこういう人材が豊かであるとは言えないので、それを育てていかなければならない。すると、単に文化庁だけではなくて、今回のポイントであるいろいろな他省庁との連携だとか、そういったことが、より強い大きな意味を持ってくるだろうと思っています。

2番目、今後の方向性ですが、そうした中で、国際化というのは非常に重要な意味を持っている。そうしたときに、これから、人材育成も含めてですが、きちんと予算の配分を考えていかないといけない。ピークを伸ばすという、重点的により大きなプロジェクトに予算をかけて、そこできちんとリターンを得るという部分と、逆にインディペンデント、特に映画の方からお話があったのですが、実験映像だとか実験映画だとか、インディペンデントな個人を育てていくというその二つの方向を、どうやって、両立、平行させていく

か。そうした均等に分けるのではなくてメリハリのある、付けるところには大きなプロジェクトで付けていく、広く浅くの部分には広く浅く、ということを確認にしていくことが大事である、ということ、いろいろな方々の意見としていただきました。

3番目の今後5年間に取り組む具体的施策ということですが、最初の項目にあるような、触れる機会、多くの人にまだまだ知ってもらわなければいけない分野、どうしても美術というと、伝統的な美術を思い浮かべる人もまだまだ多い中で、こうしたまだ芸術と言われていない分野が、しっかりとその意味や美的価値、文化的価値というものを進化させて、新たな世界に行こうとしているというフロンティア精神やチャレンジ精神を、これはどこの分野もそうだと思うのですが、特にメディア芸術においては社会に知ってもらわなければなりません。そのためのある種のコミュニケーターとしてのフェスティバルディレクターであったり、あるいは単にそうしたお祭りやイベントだけではなくて、次の人材育成につながっていくようなデータベースやアーカイブ、世界のメディアアートフェスティバルの状況をまとめたようなものが必要です。メディア芸術自身がデジタルテクノロジーを活用していて、そこで今、ビッグデータや人工知能といった今日の技術そのものが美術のテーマになっているのであれば、それをこうしたディレクションだとか教育、あるいは人材育成といったことにも活用していくことが必要なのではないかと思うのです。そうすることが、多様性とかサステナビリティといったことへつながっていくと思います。

この人材の育成という意味で重要なのは、こうした文化とか美術というのは、歴史と接続するからこそ深まっていく。単に今起こっていることだけではなくて、過去何が行われたかということが重要です。いろいろな物事のサイクルがどんどん速くなっていく中で、20年というのも、ある意味で言うと非常に長い時間で、その間の技術の変化は非常に大きい。そうした中で、人材の育成には、今の技術だけではなくて、歴史的な知識だとか他分野との関連ということ、きちんと伝えていくことが必要です。

次のアーカイブについても、これはどの分野でもアーカイブは重要になっていると思うのですが、過去を思い出すためのアーカイブではなくて、未来を作っていくための、生成するアーカイブというシステムを、それはつまりエコシステムということなのですが、現物の保存、それからデータの保存、その両方をハイブリッドに行っていく。これ自身が非常に大きなテーマであるのですが、そこを積極的に進めていく必要があると思っています。

以上のことを踏まえて、それらがうまくシステムとして稼働すれば、単に東京だけではなくて、地方にも、全国各地でそうしたシステムを活用できるだけでなく、いろいろな世代の人、若い人から高齢者まで使えるようなシステムになっていく。それはある種のユニバーサルデザインの思想とも重なってくると思うのですが、そうしたことを実現するためのプラットフォームになるだろう。更にシステムの国際化によって、日本ブランドというものの向上につながっていく。そうした非常に複合的・総合的な目標ではありますが、それを常に意識して、総合的な活動のための政策を作っていくことが大事である。そんなことをディスカッションしました。

僕の方からは以上です。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。それでは、続きまして、美術のワーキングの本郷座長より御発表をお願いいたします。

【本郷委員】      美術ワーキングの計画に向けた意見のまとめを発表させていただきます。

美術ワーキングでは、美術分野における新たな文化芸術の価値の創造、国際文化交流を通じた日本美術の魅力発信、美術分野に関する文化芸術活動の推進、これらの活動を支える美術館・博物館の機能強化及び環境整備について、9月11日及び27日の2回にわたり、議論を行いました。全体として、美術分野については、美術館・博物館を通して人々が触れることの多い文化芸術であり、人々が私たちの美術館・博物館という認識を醸成しながら、全ての人に対して美術分野に関する文化芸術活動を推進する必要があるという御意見がありました。

まず、2ページ目になるのですが、二日目の議論においては、戦略1から6に沿って、議論を進めさせていただきました。二日間の議論の中で、委員の方々から多くの意見が出されました。これで全ての意見が集約されているかどうか分かりませんが、ここにまとめてあるものは、その中の意見を担当事務局が調整しながら、一緒にまとめてさせていただいたものです。

戦略1については、日本の文化芸術資源を継承するためにも、デジタルアーカイブ化とその利活用を進めることや、日本の国際発信力・競争力向上等のためにも、日本人アーティストの国際展への出展や、海外のアートディレクター等の招聘などの重要性に関する御意見がありました。以下、具体的な施策等も含めて、ここに記載させていただいております。

それから、戦略2におきまして、訪日外国人が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、国内の美術館・博物館における解説等の多言語化の推進等の必要性及び優良事例の蓄積及び共有方法、それらに対する支援の在り方についての御意見がありました。戦略2については、3ページから下を書いてあります。

続きまして、戦略3については、子供、若者、高齢者、障害者等、多くの人々が文化芸術活動に触れられる施策の必要性等についての御意見が多数ありました。戦略3に関しましてのページにつきましては、4ページ下に具体的な施策等の御意見が記載されております。

戦略4については、地域の美術館・歴史博物館が中心となって、地域の歴史や美術品、文化財と様々な資源を創造的な活動に結び付けて付加価値を生み出す美術館・博物館クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して支援することの必要性、国立文化財機構及び国立美術館の機能充実の必要性等に関する御意見がありました。戦略4につきましては、5ページ下段より書かせていただいております。

戦略5につきましては、アート・マネジメント人材、技術者、学芸員等の美術分野に関わる様々な専門人材の確保及び育成への支援が必要という御意見が多数ありました。戦略5では、あと7ページの下段からということになりますので、御確認ください。

戦略6については、文化芸術拠点としての美術館・博物館の役割・機能を強化することの必要性などに関する御意見が多数ありました。

以上のとおり、委員の方々から活発な御意見を頂戴し、美術ワーキング・グループとしての意見を、お配りした資料の中にまとめさせていただきました。このほかにもたくさんの意見もあったのですが、すべては書き切れないということで、今はこういうところだと思います。何かありましたら御意見ください。

その他の意見としては、例えば多くの美術館の収蔵品というのは、近代美術の収蔵品が多く占めます。現代美術の振興も大切ですが、近代美術の収蔵品の新しい価値、資源とし

での活用についてなど、そのような内容も、具体的に意見交換されたところです。

美術からは以上です。

【熊倉部会長】      ありがとうございました。それでは、最後に、暮らしの文化ワーキング・グループの松田副座長より御発表をお願いいたします。

【松田委員】      皆様、お疲れさまです。暮らしの文化ワーキング・グループからです。我々のワーキング・グループは、7名の委員から構成され、9月8日と21日の2回開催し、河島伸子座長の司会の下、議論しました。日程がタイトでありましたので、両日とも委員全員が参加するということはなかったのですが、活発な議論が行われて、資料のとおり報告をまとめました。その資料は2-7でございます。

我々のワーキングにおきましては、対象となる文化芸術分野は、主に文化芸術基本法における「生活文化」と「国民娯楽」が中心となっております。今回の基本法の改正のポイントの一つとして、生活文化の例示に「食文化」が加わり、生活文化全体の振興を進めるものとされております。報告書の概論としましては、暮らしの文化の定義につきまして、広範囲で重層的なものであるということ。また、舞台芸術や美術、文化財とは扱いが異なるということ、まず確認しました。

続いて、今まで文化庁において、この暮らしの文化に関する施策は積極的には講じられてこなかったことを確認しました。しかし、現代社会は社会・生活のデジタル化やグローバル化が著しく進行しておりまして、今、これらの分野に積極的な施策を講じていかないと、日本人の文化の大事な部分が失われかねないということを確認し、最後に、暮らしの文化は政策対象として捉えにくい部分があること、また、国の政策が介入することの妥当性も分野によって異なるということを確認し、今後も、この先どのような施策が必要かということを検討していく必要があるということで合意しました。以降は、この資料の2-7に沿って御報告申し上げます。

Iで「暮らしの文化とは」と書いてあります。1 ページ目です。我々のワーキング・グループにおいて大きな議論となりましたのは、この暮らしの文化という言葉が一体何を指すのか、その範囲の部分に関するものです。舞台芸術や文化財と比較して、暮らしの文化というのは政策対象としてなかなか捉えにくいと思います。ですので、この範囲が何なのかということは重点的に議論をし、また、この報告書でも、1 のところで記載させていただいております。

この範囲の在り方につきましては様々な意見がありましたが、この報告書の中で記しているところでは、この範囲は必ずしも明確ではなく、広範囲で、また様々な分野にまたがっていて、重層的・有機的に連関している。暮らしの文化はそのような領域であるということ、これを強調し、今後の施策の検討と併せて、この暮らしの文化というのは何なのかということ整理していくように文化庁に委ねるような内容となっております。これが1の重要な論点です。

暮らしの文化は、人々が日々の生活において文化的な営みを行うために欠くことができない分野であること。暮らしの文化をより具体的に言うと、茶道、華道、書道、食文化等の生活文化、それから囲碁、将棋等の国民娯楽のほか、祭礼や年中行事など、有形無形の文化財も部分的には含まれるということ。また、事例として、衣・食・住の観点から見ると、例えば茶道が所作だけではなく、茶わんや花入れ、そういった道具ですとか茶室な

ど、すなわち、茶をたしなむことをめぐる有形無形の様々なことから総合的に成り立っているということを考慮すべきだとしました。和装につきましても、祭礼や食文化、住まい方などにも関連するということが、非常に分野横断的であるということを確認しました。

報告書の続きで、Ⅱのところに進みます。1 ページから 2 ページにかけてですが、ここでは、先ほど申しましたように、これまで文化庁において、暮らしの文化は積極的に施策を打ってくる領域ではなかったということを確認した上で、しかしながら、昨今成立した文化芸術基本法の改正によって、生活文化の例示として食文化が加わったことなどを考慮し、積極的な施策をこれから展開していく必要があると書きました。

また、暮らしの文化の振興や普及に関する施策の検討・立案を進めると同時に、これらに関わる技術や用具、あるいは原材料、例えば和食でしたら、作る技術だけではなく、当然、用具や原材料についても考えないといけないのですが、そういったことも施策の対象にすべきなのではないかということも書かれております。また、それによって、暮らしの文化の継承だけではなく、経済面等における活性化にも資する可能性があるということも記しております。

2 ページ、続きまして、Ⅲの具体的施策に参りますと、戦略の 1 から 6 の中で、1, 3, 4 を優先的に実施すべき施策とし、残る 2, 5, 6 は、他の文化芸術と連携しながら実施すべき施策として整理しました。

なお、これらの施策がこれまでは積極的に講じられていなかったことを確認した上で、そもそも暮らしの文化の実態調査とでもいうべき基礎的な調査がまず必要だということも書いてあります。

優先的に実施すべき施策は戦略 1, 3, 4 に関連すると述べましたが、1 につきましては、暮らしの文化の振興だけではなく、技術や用具、あるいは原材料も視野に入れた施策を行うこと、また、ほかの文化芸術分野や新たな製品開発に活用することや、これらに関連する者への顕彰制度を検討していくということを中心に考えております。

戦略 3 につきましては、暮らしの文化、衣・食・住に関するものは、あらゆる人々が比較的簡単に受け入れやすいという性質を持つことから、世代を問わず、暮らしの文化に触れる機会を設けるとともに、とりわけ障害を持つ方や外国人などに、暮らしの文化に触れる機会を設けることということを述べております。

4 ページに入りまして、戦略 4 に関しましては、暮らしの文化を継承していくために、既存事業の文化伝統親子教室などを充実させるとともに、暮らしの文化に関わる者を対象とした顕彰制度を検討するということが述べました。

4 ページの後半、2 の「他の文化芸術と連携しながら実施すべき施策」としては、戦略 2 につきましては、暮らしの文化が、和装や茶道、食文化など、海外の外国人の方がイメージしやすい日本の文化であることを考慮し、これらを積極的に活用していこうとを記しました。

戦略 5 につきましては、暮らしの文化に関する技術や用具、原材料に関わる専門人材の確保につきまして、これらを活用した製品開発などによる活躍の場の確保の方策などを検討することなど、後継者が生まれやすい環境を作るように求めています。

5 ページに行きまして、最後の戦略 6 につきましては、暮らしの文化の単独での取組、戦略 6 については困難かと思われるのですが、関係団体の企画や運営の強化など、組織力

を強化することが、地域の文化芸術の取組に参画・推進に資することにつながるとしました。

以上が報告書の取りまとめです。最後に、繰り返しになりますが、暮らしの文化は衣・食・住に関するものですから、政策対象として捉えにくいところがあるのですが、他方で、日本人のみならず、海外の人にとっても本当に入ってきやすい文化と言っても良いと思いますので、今後、文化庁の施策として、舞台芸術や美術、文化財だけに特化するのではなく、これまでやれてこなかったということも考えて、今後はより積極的に暮らしの文化も施策として対象にすべきではないかと、そのようなことを望んでおります。

以上になります。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。御発表いただきました先生方、本当にどうもありがとうございました。

本当はこれが1時間ぐらい前に終わっているはずという、何という甘い見通しだったのでしょうか、心から反省をいたしておりまして、関係府省庁と今日のと、別々に分けてちょうどういぐらいだったと、後悔先に立たずということで、申し訳ございません。

というわけで、我々、膨大な宿題を抱えることになりまして、今日、お持ち帰りいただくのも重うございますが、皆さんに駆け足で御説明いただいたところ、よく見ると、いろいろ気になる文言、あるいは、御報告いただいた中でも幾つか、我々が思い付いていなかった新しい魅力的なテーマなどもございました。

幸いといえますか、委員の皆様方には大変申し訳ないのですが、何と11月は、総会も含めて3回、週間委員会のような感じでお集まりいただくスケジュールになってございまして、その中で、この関係府省庁の取組と関連してこのようにしていくべきではないか、あるいは各分野分科会や分野別ワーキングからの御報告の中から特に取り上げるべきものなどに関して、各委員の皆様方、お考えを次回までにおまとめいただければ幸いだと思います。

3番目に予定しておりました基本計画に係る基本的な考え方について、これも本日は討議の時間はございませんが、事務局から概要について簡単な御説明をお願いします。

【井上文部科学戦略官】      もう時間もございませんので、資料の3、変わっているところだけ御説明させていただきますが、これは資料の3-3で、今、御発表いただきましたワーキング・グループでございしますが、分科会の報告書を踏まえまして、今回提案すべき評価指標を一覧としてまとめたものを提示させていただいております。

その評価指標を作った考え方といたしましては、資料3-1の5ページに書いてございますが、指標というのは、文化芸術の特性から考えて、あくまでフォローアップをしていくためのよりどころとなるものであり、その指標の内容を達成することが目的ではないという考え方から、定量的なもののみならず定性的評価を含む質的評価を重視するとか、成果というのを重視していくアウトカム指標を基本とするということとか、自己目的化しないようにということ等を考え方として、こういう指標を取りまとめさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、資料3-4で、様々基本計画部会、又は本文化政策部会でも御意見いただいた中で、第1期基本計画には盛り込むことはなかなか難しいとは思われますが、今後、調査研究等を通じて、第1期計画期間中、引き続きこの文化政策部会を中心に御議論いただく

ような中長期的課題というのを、資料3-4で、今のところ、現状出てきているものをまとめさせていただいております。こういうものも、今後、世に問うていきたいと思っております。本日は時間がございませんので、これらも含めてメール等で御意見を頂ければ、また次回に反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【熊倉部会長】 というわけで、資料3-2、前回皆様に読み込んでいただいた資料も、内容というか、変えておまして、これまで文化庁がやっていた施策のようなものも中に列記していましたが、今回は、それよりは、各戦略が目指すべきイメージというような、より国民に分かりやすい、文化庁に向けて書いているわけじゃないということを確認しつつ変えてみました。この辺りも皆様方の御意見を頂ければと思います。

その結果、最後の細かい施策については、まだ事務局の方の宿題となっているのですが、何らかの形でくっ付いていきますので、それは11月までお待ちいただければというところでございます。

皆様、本日は、2時間半もずっと話聞きっぱなしの委員の方々が多くいらっしやいまして、フラストレーションがたまってしまったのではないかと思います。大変申し訳ございません。次回以降、またこのようなもろもろの多方面からの御意見や情報収集などを踏まえて、討議を重ねていければと思っております。

最後に、事務局の方から、今後の日程について一言御説明をお願いします。

【高田企画調整官】 今後の日程につきましては、資料4にございますとおり、次回の文化政策部会第5回を、11月6日月曜日、午前中10時から12時で、今回は文部科学省の3階の特別会議室で行います。

この後、総会、政策部会、また総会と続きますが、第3回の総会につきましては、この政策部会の中で、部会長や部会長代理などのごく一部の先生が参加いただきますが、最後の文化審議会総会及び文化政策部会合同会議は、拡大会議という形で、総会の委員及び政策部会の委員、全員参加していただく御予定でございますので、よろしくお願いいたします。

【熊倉部会長】 というわけで、全体の時間も少々オーバーしてしまいまして、お忙しい皆様に御迷惑をおかけいたしましたこと、おわび申し上げます。引き続き、次回も御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

— 了 —